

連携検討業務一覧(平成25年10月17日現在)

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
1	福祉	児童福祉・子育て支援	児童手当業務全般	・市町村同一の制度運用がなされているため、共同処理した場合のメリットは大きい。	市町村同士	・事務共同化のコストと共同化によるメリットのバランス	小	中	子育て支援課
2	福祉	児童福祉・子育て支援	児童福祉施設の設置・管理(保育所等)	・子供の数が減るため、施設の管理・運営等について、市町村を超えた対応が必要になる。 ・広域運営により、保育士を共有し、財政負担を軽減できればよい。	市町村同士	・特になし。	大	長	幼保推進課
3	福祉	障害福祉	障害程度区分認定審査会	・単独市町村では1回あたりの審査件数が少なく、審査委員の招集の負担が相対的に大きい。	市町村同士	・既に広域連携している市町村があり、市町村間の調整により実施可能	大	中	障害福祉課
4	福祉	障害福祉	自立支援給付事務(受付・入力処理、給付決定通知等)	・専門的知識や経験を持つ職員の不足 ・システム共同処理による経費節減や効率化が可能	市町村同士 県	・障害福祉サービスの給付事務は地域の実情に精通した市町村が担うものとされている。	大	中	障害福祉課
5	福祉	母子等福祉	児童扶養手当の支給	・母子家庭等の増加傾向と合わせ、調査内容が広範囲に及び、事務量の増加が見込まれる。	市町村同士 県	・現行制度上事務事務委託が可能か。 ・共同処理が不正受給防止に及ぼす影響	大	中	子育て支援課
6	福祉	母子等福祉	母子自立支援員と家族相談員の設置	・母子家庭等の増加傾向と合わせ、職員の減少とともに事務量の増加が見込まれる。	市町村同士 県	・現行制度上、児童家庭相談は市町村業務となっており、市町村間連携を検討することが適当である。	大	中	子育て支援課
7	福祉	生活保護	生活保護の実施全般(ケースワーク)	・財政や人材確保で将来的に単独処理が困難となることが想定される。	市町村同士 県	・事務共同化のコストと共同化によるメリットのバランス	小	中	福祉政策課
8	福祉	生活保護	生活保護の一般的事務(ケースワーク以外)	・ケースワーク以外の一般的事務の集中化による効率化	市町村同士	・事務共同化のコストと共同化によるメリットのバランス	小	長	福祉政策課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
9	福祉	高齢者福祉	養護老人ホームの設置・管理（措置費支弁基準額の設定）	・養護老人ホーム措置費支弁基準額の設定について、職員数の減少により技術の継承が困難であり、単独処理は非効率である。	市町村同士 県	・県は基準額設定事務を行っていないため、市町村間連携の検討が適当であると考える。	小	中	長寿社会課
10	福祉	介護保険	介護認定	・人員及び専門知識の不足 ・認定審査会は、潟上市・南秋田郡町村の共同設置している。医療保険と同じように広域で処理してもいいのではないか。	市町村同士 県	・共同処理することと組織を大きくすることのメリット・デメリットの検討	大	中	長寿社会課
11	医療保健	病院・診療所	拠点病院の医療体制強化	・地方の医師不足がますます深刻化する。二次医療機関として5医療5事業が果たせていない。また、診療科目が少なく利用者の要請に応え切れていない。 ・医師確保が急務	市町村同士 県	・医師確保に係る地域間競争の激化 ・今後の公的病院支援のあり方 ・病床機能分化の推進 ・在宅医療体制の充実	大	中	医務薬事課
12	医療保健	病院・診療所	医療機関の減少と共同施設利用の促進	・一次、二次、三次の住み分けが進み医療機関数が減少、高度化が進むなか、拠点病院の改築と、減少する個人医院の医療設備・施設の共同化により、圏民の受療機会の確保を図る。	市町村同士 県	・今後の公的病院支援のあり方 ・病床機能分化の推進	大	長	医務薬事課
13	医療保健	病院・診療所	診療所の設置・管理	・利用者の減少と医師不足により単独での維持が困難になると予想される。	市町村同士	・特になし。（県は国庫事業の活用、医師確保をはじめとする課題解決に向けた助言等を実施する。）	大	長	医務薬事課
14	医療保健	保健衛生	多機能な保健センターの設置	・少子高齢地域にあって健康支援施設がない。 ・子育て支援、高齢者健康増進を重点としながら幅広い年齢層が利用でき、感染症収容や災害時に役立つ各種機能を持った次代の保健施設が必要	市町村同士 県	・保健センター新設の財源、必要な人員等多面的な検討が必要	大	中	健康推進課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
15	医療 保健	保健衛生	自殺予防対策	・広域的な取り組みでも効果が上がる。	市町村同士 県	・自殺対策を進めるためには、市町村が地域住民に密着した事業を行い、県は広域的役割を果たすことが効果的と考えている。	小	中	健康推進課
16	医療 保健	その他医療・保健	福祉、保健、介護、医療の融合	・運営規模の縮小による行政の効率性、事業の有効性から、広域圏単位での福祉、介護、保健、医療の再構築が求められる。	市町村同士	・検討に当たっては、対象となる事項が広範囲で、それぞれが専門的内容となるため、時間をかけて進める必要がある。	小	長	福祉政策課
17	医療 保健	その他医療・保健	予防医療の一元化とシステム構築	・医療保険制度の統合、一本化が先のこととされている現状にあつては、健診結果と保健指導の一元管理を図る情報共有システムを県と共同で構築し、皆健診、皆指導に取り組むべきである。	市町村同士 県	・現行制度上は、各保険者のデータの一元化は困難	小	中	福祉政策課
18	医療 保健	その他医療・保健	国民健康保険	・財政運営の安定化と保険料の平準化を図る観点から、県単位での事務処理が望ましい。 ・給付の平等、負担の公平を図る観点から、財政運営を広域化し、安定的で持続可能な保険制度を構築する必要がある。	県	・県と市町村の役割分担の明確化	大	中	長寿社会課
19	衛生	ごみ処理	ごみ処理	・市町村によって状況は違うが、周辺市町村との共同処理を必要とする場合がある。 (中間処理施設の運営) (一般廃棄物最終処分場の運営・整備)	市町村同士	・広域的な共同処理を行う場合、地域住民、関係事業者及び周辺市町村の理解を得ることが必要	大	長中	環境整備課
20	衛生	し尿処理	し尿処理施設の運営	・現処理施設が老朽化し、更新が必要となるが、下水道接続が増え、し尿の搬入量が減少するため、広域的な共同処理が必要 ・構成市町村の変更により組合再編の検討が必要	市町村同士	・広域的な共同処理を行う場合、地域住民、関係事業者及び周辺市町村の理解を得ることが必要	大	長中	環境整備課
21	衛生	し尿処理	し尿処理事業と下水道事業の共同化	・人口減少と下水道の普及により、し尿処理施設利用人口が年々減少しているため。	県	・県職員の業務量増への対応	大	長	下水道課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
22	衛生	火葬場	火葬場（斎場）の維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が大幅に減少する見込みであることから、新設もしくは共同処理について検討を加える必要がある。 ・40年後の建替えは、単独でなく広域処理を検討したい。 	市町村同士	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合を構成する市町村で合意すれば、広域で運営することは問題ない。 	大	長	生活衛生課
23	土木	道路・橋りょう	道路の維持管理・補修、橋梁の維持管理・修繕更新等関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が減少する中、技術職員の増が見込めない。限られた職員数では修繕補修等の対応に限界がある。 ・技術者の減少に対応するためには、近接する施設（県管理道路、他市町村管理道路）の相互管理が必要 	市町村同士 県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の業務量・職員数等の観点から、工事等の具体的な対応までは困難と見込まれる。 ・道路法上、道路管理者以外の工事実施にはその都度道路管理者の承認が必要となる。 	大	中	道路課
24	土木	道路・橋りょう	除排雪等も含め日常の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県道と市町村道の相互管理等、より効率的な維持管理等について検討の余地がある。 ・路線数が増え、地元オペレーターだけでは対応できなくなる。 	市町村同士 県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の業務量・職員数等の観点から、工事等の具体的な対応までは困難と見込まれる。 ・オペレーター不足は県にとっても同様の課題である。限られた人数で対応出来るよう、更なる効率化を図る必要がある。 	小	中	道路課
25	土木	道路・橋りょう	技術職員の共同配置	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の配置による道路関係工事発注等事業円滑な推進を図る。 	市町村同士	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。（市町村共同でのアドバイザー委託等で対応可能。） 	大	中	道路課
26	土木	河川管理	準用河川、普通河川の維持管理・補修関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が減少する中、河川に精通した職員の採用または育成が難しい。 	県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時は県管理河川も被災するため、業務量・職員数等の観点から、工事等の具体的な対応までは困難と見込まれる。 	大	中	河川砂防課
27	土木	上水道	水道事業の今後のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減、技術職員の確保等により、持続可能な水道事業経営を行うため、将来の水道事業のあり方について、共通の課題として認識できるような協議会的機関が必要（当初は勉強会、研究会から）と考える。 ・町村部と都市部の経営一体化を県主導で図る必要がある。 	市町村同士 県	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。（町村部と都市部の経営一体化は、事業者である市町村間の合意により進めるべきであり、県はそのための情報提供等に積極的に努めていきたい。） 	大	中	生活衛生課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
28	土木	下水道 (集落排水等含む)	単独・特定環境保全公共下水道、農業集落排水の流域関連公共下水道への接続	・施設老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化により、今後の使用料収入の大幅増が見込めないことから、生活排水処理事業の効率化と維持管理コストの低減を図る必要がある。	県	・県職員の業務量増への対応	小	中長	下水道課
29	土木	下水道 (集落排水等含む)	汚泥の広域処理	・単独処理場の発生汚泥のコスト縮減 ・民間委託先の事業継続の不安	県	・県職員の業務量増への対応	大	中	下水道課
30	土木	下水道 (集落排水等含む)	下水道使用料の賦課徴収及び維持管理業務	・職員の人員不足及び専門技術職員の不足 ・利用者減少に伴う経費削減の必要性	市町村同士	・広域運営主体の調整	小	長	下水道課
31	土木	その他土木	道路整備事業等に係る用地買収及び申請に伴う土地境界確認	・公図調査や既存資料収集及び関係者からの情報収集には専門的な知識が必要とされ、職員不足によりその対応が困難になっていくため、専門機関等へ事務委託する。	市町村同士	・特になし。（市町村共同での委託等で対応可能。）	大	長	建設政策課
32	土木	その他土木	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に係る指定地内の制限行為許可	・平成24年度から権限移譲により市長が許可権者となったが、県事業や県の既存施設との関わりが大きく、また許可には技術的な判断が必要である。	県	・権限移譲条例に基づく移譲事務であり、事務の移譲を受けていない市町村もある。	小	中	河川砂防課
33	教育	社会教育	生涯学習の推進	・対象者の減少により広域開催の方が充実する事業がある。	市町村同士 県	・特になし。（市町村の広域的連携により、生涯学習講座の充足率、効率性が上がるほか、県による派遣社会教育主事の設置によるサポートも有効である。）	小	長	生涯学習課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
34	教育	文化財	他県や他市町村にまたがる広域的な指定文化財（県指定以上）の保存管理。	・今後、他県や他市町にまたがる広域的な指定文化財が増える可能性はあるが、市町村職員の増は難しい。 ・広域的な指定文化財の保存管理は、統一した方針で取り組む必要がある。	市町村同士 県	・指定文化財ごとの制度運用の整備が必要。 ・土地所有との関係のほか、適切に保存管理活用されることが望まれる記念物の保護について、地域との意思疎通や処理の意志決定までのプロセス整備が課題になる。	小	中	生涯学習課
35	教育	文化財	埋蔵文化財調査・保護等	・小規模自治体では、専門職を配置する余裕がない。	市町村同士 県	・文化財専門職員の業務量増への対応	大	中	生涯学習課
36	産業振興	農林水産振興	水田対策	・既に鹿角市と水田協議会を組織済みであり、継続が必要である。	市町村同士	・特になし。（地域での合意があれば広域協議会の設置は可能。）	大	中	水田総合利用課
37	産業振興	農林水産振興	産地形成・担い手対策	・JA等農業団体や経営体の広域化のため、市町村のみならず県、JA等との連携が必要。	市町村同士 県	・特になし。（現状においても、必要があれば個別事務やプロジェクト毎に協議会等の組織を立ち上げながら柔軟に対応している。）	大	長	農林政策課
38	産業振興	地域産業振興	雇用支援・雇用促進分野	・職員の減少に対応し人員を集約できる。また、企業活動が地理的に市町村の枠にとらわれないことから、より企業の実情に即した産業施策や雇用施策を行える可能性もあるものとする。	市町村同士 県	・雇用に大きな影響のある企業の誘致などは、市町村税収などへの影響もあり、各市町村間の利害が衝突する可能性がある。	大	長	雇用労働政策課
39	産業振興	地域産業振興	既存企業・誘致済企業の支援及び企業誘致分野	・市町村職員の減少に対応し人員を集約できる。また、企業活動が地理的に市町村の枠にとらわれないことから、より企業の実情に即した産業施策や雇用施策を行える可能性もあるものとする。	市町村同士 県	・企業支援や企業誘致は、財政状況を含めた地域の実情に応じて任意に行われるべきものであることや、地域間の競争という観点から、周辺市町村の共同処理は、各市町村間の利害が衝突する可能性がある。なお、企業誘致に関しては、人事交流や共同事業などを実施しており、今後は、より人材育成について連携を強化していくべきである。	大	長	産業集積課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
40	産業 振興	観光	県及び近隣市町村と連携した広域観光事業の推進事務	・隣接する横手市や、さらに大仙市、仙北市、美郷町とともに、県南一体となった取り組みが必要になる。 ・将来的には、秋田県全体に交流人口の増加をもたらす、全县一体となった事業の展開が必要になる。	市町村同士	・県、市町村、民間事業者等の役割分担や連携のあり方、誘客の主体となる意欲ある民間事業者等に対する関係機関の支援等が課題である。	小	中	観光振興課
41	産業 振興	観光	観光PR、観光誘客に関する事務	・観光客は市町村の枠組みを超えて行動するため、広域的にPRした方が効率的かつ魅力的な活動が可能である。 ・現在も県、市、町により共同で行っているが、定期的に町から県に派遣している職員について検討する必要がある。	市町村同士 県	・県、市町村、民間事業者等の役割分担や連携のあり方、誘客の主体となる意欲ある民間事業者等に対する関係機関の支援等が課題である。	小	中	観光振興課
42	その他	集落・コミュニティ対策	高齢化等集落対策の検討	・高齢化や世帯数の減少により集落を維持していくことが困難な集落が見込まれることから、高齢化等集落について対策を検討していく必要がある。	県	・県と市町村の担当、公民館、地域担当職員など地域づくりの担当者による「地域コミュニティ自立支援ネットワーク」を構築し、積極的なサポートが必要となる。また、市町村により、施策の取り組み状況に温度差があることから、市町村に対するサポートも必要である。	小	長	活力ある農村集落づくり支援室
43	その他	消防・救急	消防広域化（県一本化を含む）	・常備消防への需要拡大と消防団の組織力低下 ・広域合併又は県単位での一本化 ・各自治体間の調整が困難で広域化が進まない。	市町村同士	・広域化した場合の運営方式（事務委託か一部事務組合） ・各自治体間の負担金割合等の調整	大	中	総合防災課
44	その他	戸籍・住民基本台帳等の窓口事務	戸籍・住民票等の交付、届書の受領等	・職員の減少、支所の廃止 ・業務委託の検討	市町村同士	・窓口業務を民間委託する場合は、各団体個別の対応となるが、コンビニ等庁舎外での交付等の業務委託については、市町村間連携も考えられる。	小	長	市町村課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
45	その他	消費者	消費生活相談員の配置を含む相談体制のあり方	・相談内容の多様化・高度化、職員不足、国・県・市町村の事務重複	市町村同士 県	・市町村の共同処理については、市町村の相談件数に大きな開きがある場合など、各市町村のメリットと負担の調整が課題となることが想定される。	小	中	県民生活課
46	その他	総務関係	電算共同化	・ほぼ同様のサービスを提供しているにもかかわらず、各自治体で別個に調達し運用することは非効率。 ・県域での共同電算化により、維持管理、制度改正による改修費軽減など、調達・運用コストの効率化が見込まれる。	市町村同士	・全業務システムを調査し、共同化可能業務を選択する。 ・業務の標準化を推進し、共同処理を前提とする。 ・各業務に係る規則等の見直し	大	長	情報企画課
47	その他	総務関係	職員研修	・全体の職員の資質の向上・底上げが必要である。 ・自治研修所における研修項目・受け入れ人数の増を図る。	市町村同士 県	・研修項目の大幅な拡充・改編に伴う費用負担	小	中	人事課
48	その他	行政委員会	監査委員の確保	・専門知識を持つ人材確保が困難	市町村同士 県	・監査委員の選任権は各団体の長にあることから、県の関与は本来なじまないが、市町村の監査機能の充実強化に資するため、何らかの支援ができないか検討していきたい。	小	中	市町村課
49	その他	行政委員会	監査委員事務局の共同設置	・職員数の減少	市町村同士	・決算審査が一定期間に集中することから、監査委員の人数、人選、日程調整などが課題	小	長	市町村課
50	その他	行政委員会	監査委員事務局（秋田県町村等監査委員協議会の運営）	・職員減により、町村持ち回り事務局では、事務局主催の監査委員研修等の対応が困難	市町村同士 県	・特になし。（他県の例もあることから、町村会等が事務局を担当することを有力な選択肢として、研修のあり方も含め協議会で検討されることが望ましい。）	大	中	市町村課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
51	その他	行政委員会	電算共同化に伴う選挙事務費用の軽減	・町村単位では実施予定であるが、市を含めることにより、印刷費用等更なる削減ができるのではないかと。	市町村同士	・市町村がメリット等について共通認識を持ちながら、コスト等について調整・協議することが課題	大	中	市町村課
52	その他	行政委員会	選挙事務（調査関係）	・国政選挙の場合、様々な調査が実施され、選挙終了後も多くの時間を必要とする。	県	・市町村や調査項目によっては、選挙の執行前後で、計画に変更なく実施したのか再確認を要するものがある。 ・市町村ごとに調査項目を区分けすることは県選管の事務執行上非効率な面がある。	小	長	市町村課
53	その他	その他上記に該当しない事務	地域公共交通の在り方	・市町村間を結ぶ幹線の維持も困難になるおそれがある。 ・事業者、利用者も含む協議の場が必要である。	市町村同士 県	・今年度より、各市町村の交通政策担当者を集めたワークショップを実施しており、周辺市町村との共同処理に係る端緒作りに着手したところである。	大	中	交通政策課
54	その他	その他上記に該当しない事務	税の徴収	・徴収の効率化 ・専門的な知識や経験を持つ職員不足 ・外部委託の可能性の検討	市町村同士	・一部事務組合等の設置による連携に向けて、業務の標準化を図っていく必要がある。	大	中	税務課
55	その他	その他上記に該当しない事務	男女共同参画事業	・NPO支援センターで周辺市町村の事務を一括して実施することが望ましい。	市町村同士	・男女共同参画社会基本法では、地方公共団体は、その区域の特性に応じた施策を策定し、実施する等の責務を有するとしている。このため、共同処理に当たっては次のような課題がある。 周辺市町村との合意形成 各市町村の特性に応じた課題への対応	大	長	男女共同参画課
56	その他	その他上記に該当しない事務	廃屋（空き家）対策	・各自治体で同様な問題を抱えており、県、国レベルでの対応策を検討していただきたい。	市町村同士 県	・個人の資産にかかる問題であり、県・市町村連携した包括的な法制度の整備や財政支援が課題となる。	大	中	地域活力創造課

連携検討業務一覧（平成25年10月17日現在）

番号	業務の種類		業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度	期間	県関係課
							大・小 ※1	長・中 ※2	
57	その他	その他上記に該当しない事務	移住・定住対策	・移住・定住を促進していくための施策について、県と市町村が協議会等で検討し、必要な支援や対策を講じていく。	市町村同士 県	・情報発信のワンストップ化の構築 ・支援メニューの全県バランス確保と県・市町村の役割分担 ・県・市町村の協働態勢の構築	小	長	地域活力創造課

※1 「困難度 大」とは、単独処理の困難度が切迫し、又は切迫することが確実に早急な共同処理への移行が必要なもの。

「困難度 小」とは、単独処理が困難と想定されるが「困難度大」には至らないもの。

※2 「期間 長」とは、2040年（平成52年）の各市町村の状況を予測して検討が必要とするもの。

「期間 中」とは、現在～概ね5年後までの状況を前提として検討が必要とするもの。